

旭川市報道依頼

各報道機関 様

| | |
|-----|--|
| 発表日 | 令和2年2月25日 |
| 発信課 | 市営住宅課 |
| 担当者 | 樽井, 酒井 |
| 連絡先 | 電話 25-5361 |
| | FAX 24-7009 |
| | E-mail: jyutaku@city.asahikawa.hokkaido.jp |

| | |
|------------------------------|---|
| 分類 | イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。) |
| 日程 | 月 日 ~ 月 日 |
| 発表項目 (行事名) | 市営住宅における私設水道メーターとカウンターの誤接続について |
| 概要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。) | <p>1 概要 市営住宅課が平成23年度に更新した私設水道メーターの取替え業務を実施したところ、2世帯の誤接続が発覚し、これらの世帯において約8年間に渡る水道料金等の誤徴収が生じていたことも判明したものである。</p> <p>2 発覚日 令和2年2月7日 (施工業者からの連絡により発覚)</p> <p>3 誤接続の期間 平成24年3月10日から令和2年2月7日</p> |
| 添付資料 | 有 無 (有・無のいずれかを囲むこと。) ※ 有の場合、資料の内容を記入すること。なお、別途冊子等の配付を希望する場合は、その旨記入すること。 |
| 報道(取材)に当たってのお願い | |
| 備考 | |

市営住宅における私設水道メーターとカウンターの誤接続について

1 概要

市営住宅に設置されている私設水道メーターとカウンターについては、8年に1度、更新することが法律で義務づけられており、市営住宅課が業者に委託し、順次、取替えを行っている。

本年度において、平成23年度に更新した私設水道メーターの取替え業務を実施したところ、本年2月7日に、業者からの連絡により、2世帯の私設水道メーターとカウンターの既設配線に誤接続が発覚し、これらの世帯において約8年間に渡る水道料金等の誤徴収が生じていたことも判明した。

2 発覚日

令和2年2月7日（施工業者からの連絡により発覚）

3 誤接続のあった世帯数

2世帯

4 誤接続の期間

平成24年3月10日から令和2年2月7日

5 誤徴収額

- (1) 過払いがあった世帯への返還額
22,356円及び利息
- (2) 不足分があった世帯への追加徴収額
26,791円

6 誤接続に至った理由

平成23年度の取替え業務実施にあたり、通水試験を義務づけていなかったため、施工業者による接続ミスを発見できなかったものである。

7 対応

- (1) 令和2年2月7日から21日
誤接続のあった2世帯における、誤徴収額（水道料金及び下水道使用料）の確認作業
- (2) 令和2年2月14日から21日
対象世帯への経過説明とお詫び

8 再発防止

平成25年度発注の委託から、市営住宅私設水道メーター更新業務委託の仕様書に誤配線防止に関する内容及び通水試験を行うこととし、誤接続の防止に努めているが、通水試験を義務づける前の平成24年度に更新した私設水道メーターについては、令和2年度に取替え時期を迎えることとなるが、事前に誤接続がないか早急に点検業務を実施する。